

マイナンバーカードの保険証利用について

当院は、マイナンバーカードを健康保険証として利用（オンライン資格確認）できます。

※2024年12月2日から現行の健康保険証の新規発行は終了しています。

※マイナンバーカードをお持ちの方はお早めにマイナ保険証をご利用ください。

当院は、医療DX推進体制整備加算、医療情報取得加算を算定している医療機関です。

ご利用の方は、マイナンバーカードをご提示ください。

[マイナンバーカード保険証利用ポスター](#)

保険証・医療証の提出

当院では、適正な保険請求を行うため、診察の前に保険証の提示をお願いします。

初めて診察される場合

- 受付時にご提示ください。

再診の場合

- 月に初めて診察される場合
- 保険証が変更になった場合（負担割合など含む）
- 名前、住所又は連絡先が変更になった場合

再診で上記に該当される方は 2番受付窓口 にて保険証の提示をお願いします。

保険証の確認ができなかった場合

保険証の提示がないなど、保険証の確認ができない場合、全額患者さん負担としてお支払いしていただくことがありますのでご了承ください。

マイナンバーカードの保険証利用について

当院は、マイナンバーカードを健康保険証として利用（オンライン資格確認）できます。

当院は、医療情報取得加算を算定している医療機関です。

ご利用の方は、マイナンバーカードをご提示ください。

[マイナンバーカード保険証利用ポスター](#)

ご持参いただくもの

- [マイナ保険証または資格確認証](#)
- その他いつも持参している各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・介護保険証・特定疾病療養受療証 等）

ご利用メリット

質の高い医療が可能に

患者さんの同意のもと医師が「特定健診等情報」「診療/薬剤情報」の閲覧ができ、より多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。



自身の情報が閲覧できる

マイナポータルで自身の「特定健診等情報」「診療/薬剤情報」が閲覧できます。



限度額適用認定証の準備が不要

入院などで高額な医療費が発生した際、これまでは限度額適応認定証の取得が必要でしたが、同意いただける場合は手続きなしで限度額を超える支払いが免除される。

[オンライン資格確認（特定健診等情報・診療/薬剤情報）についてはこちら](#)

[限度額適用認定証についてはこちら](#)



厚労省のHP

※詳しくはこちらをご確認ください。

[マイナンバーカード特設サイト](#)

[マイナンバーカードの健康保険証利用について](#)

注意事項

- マイナンバーカードを健康保険証としてはじめて利用する場合は、登録が必要です。

当院でも申込は可能ですが、完了までに時間を要するため事前の登録をお勧めします。

(事前の登録については[こちら](#) デジタル庁 マイナポータル HP)

- マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、暗証番号または顔認証による本人確認が必要となります。。
- マイナンバーカードでは各種医療証の確認はできません。
乳児医療・身体障害者医療・難病医療・特定疾患・精神医療・更生医療・その他医療証等はマイナンバーカードで確認を行うことが出来ないため、すべてご持参ください。
- マイナ保険証は原則、受付ではお預かりできません。
- マイナ保険証は受診ごとに毎回ご持参ください。